

## 大和市立図書館寄贈図書取扱要領

この要領は、情報資源の充実と有効活用を図る趣旨から、大和市立図書館（以下、「図書館」という。）において受け付ける寄贈図書の取扱について必要な事項を定める。

### 1. 寄贈図書について

(1) 寄贈図書とは、出版社、執筆者、行政機関又は図書館利用者等が図書館に寄贈する図書をいう。

### 2. 寄贈図書の受付について

(1) 図書を寄贈しようとするもの（以下、「寄贈者」という。）は、原則として図書寄贈申込書に必要な事項を記入し図書館に提出するものとする。

(2) 次のものは、原則として受け付けない。

- ①マンガ、雑誌、新聞類
- ②視聴覚資料
- ③百科事典
- ④参考書や問題集等のテキスト類
- ⑤落丁本、著しい汚れや破損のあるもの
- ⑥その他、受付が適当でないと判断されるもの

### 3. 寄贈図書の受入について

(1) 寄贈図書の図書館資料としての受入は、図書館の職員で構成する選書会議（以下、「選書会議」という。）において判断する。

(2) 選書会議において受入をすることとした図書は、大和市寄附条例（平成 19 年 3 月 15 日条例第 10 号）及び大和市寄附条例施行規則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 32 号）に基づき取り扱う。

(3) 選書会議において受入をしないこととした図書は、大和市図書館資料リサイクル等実施要領に定めるリサイクル本と同様に扱う。

(4) 大和市民が執筆した自分史の受入については、別に定める。

(5) 著作者本人から寄贈された資料（以下、「自著」という。）及び大和市に関する記述がある資料で受入をすることとなった場合は、寄贈者に対し、礼状を送付するものとする。また、受入をしないこととした大和市民の自著については、寄贈者へその旨を連絡し、その後の資料の取扱いについての意向を確認したうえで、決定するものとする。

### 4. その他

(1) この要領により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(2) この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日より施行する。

別表（4．その他（1）関係）

様式番号	様式の名称	関係箇所
第1号様式	図書寄贈申込書	2.（1）